

曾 監 第 28 号
令和 4 年 11 月 29 日

曾 於 市 長 五位塚 剛 殿
曾 於 市 議 会 議 長 久長 登良男 殿
曾 於 市 教 育 長 中村 涼一 殿

曾 於 市 監 査 委 員 野 村 行 雄
同 渡 辺 利 治

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により結果を報告します。

記

第 1 監査の対象

令和 3 年度に補助金等により市から財政的援助を受けた団体等のうち、次の団体を
選定し監査を実施した。

（1）監査の対象とした補助金（令和 3 年度交付分）

No	所管課	補助金の名称	団体名
1	まちづくり推進課	危険家屋解体撤去補助金	個人
2	耕地林務課	多面的機能支払交付金	屋敷寺みどりの会 笠之原水土里の会 中谷の水辺を守る会
3	市民環境課	小規模水道施設整備補助金	月野中央水道組合 大川原簡易水道組合
4	学校教育課	特色ある学校づくり推進事業補助金	笠木小学校 檜小学校 財部中学校
5	教育総務課	曾於高校総合支援対策事業補助金	曾於高等学校
6	生涯学習課	民族芸能団体補助金	七村地区太鼓踊り保存会 末吉流鎗馬保存会 弥五郎どん保存会

No	所管課	補助金の名称	団体名
7	生涯学習課	吉井淳二記念大賞展補助金	吉井淳二記念展実行委員会
8	農政課	イノシシ等被害防止事業補助金	個人
9	農政課	林業成長産業化地域創出モデル事業補助金	(株)伊万里木材市場
10	商工観光課	商工業新規就業補助金	個人
11	総務課	安全安心協会運営補助金	曾於市安全安心協会
12	畜産課	畜産クラスター事業補助金	鹿児島県酪農クラスター協議会 曾於市畜産クラスター協議会

(2) 監査の対象とした指定管理施設

No	所管課	指定管理施設の名称	指定管理者の名称
1	農政課	曾於市ゆず搾汁センター	(株)メセナ食彩センター
2	農政課	曾於市ゆず冷凍保管庫	(株)メセナ食彩センター
3	商工観光課	清流の森大川原峡	財部北地区公民館
4	地域振興課	財部交流館	(公)曾於市シルバー人材センター
5	保健課	そお生きいき健康センター	(株)メルヘンスポーツ

第2 監査の期間

財政援助団体監査 令和4年10月25日から10月26日

指定管理施設監査 令和4年10月27日

第3 監査の方法及び着眼点

1 補助金等

- ①財政援助の決定については法令等に適合しているか。
- ②補助金等の交付目的は明確か、補助金等の交付手続は適正か。
- ③事業が交付目的に従って実施されているか。
- ④出納関係帳票や領収書等の証拠書類の整備は適正に行われているか。

2 指定管理施設

- ①団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ②指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ③施設、設備の管理（点検・修繕等）が適切に行われているか。
- ④公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保管は適切になされているか。

第4 監査の実施内容

1 補助金等

抽出により選定した財政的援助を受けた団体等について、所管課から資料の提出を求め、担当職員や団体の代表者などから補助事業の説明を受け、質疑応答する形式で監査を実施した。

また、曾於市畜産クラスター協議会においては、現地調査も実施した。

2 指定管理施設

19 施設ある中で、3年以上実施していない施設から選定し、所管課や指定管理者から資料の提出を求め、指定管理施設に赴き担当職員や指定管理者から説明を受け、質疑応答する形式で監査を実施した。

第5 監査の結果

監査の結果、補助金及び指定管理施設に関する交付手続、事業内容、収支状況について概ね適正に執行され、補助目的に沿った成果が得られていると認められるが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

今回、監査対象となっていない補助金及び指定管理施設についても、随時確認を行いながら適正な事務執行に努められたい。

1 補助金等の根拠法令等

監査対象補助金等については、補助の目的、対象事業及び補助金の算出方法等、市条例、規則、要綱等に基づき概ね適正に交付されていた。今後とも市条例等に基づく適正な補助金等の交付に努められたい。

2 交付手続等

申請から決定に至る交付手続については、概ね適正な事務処理が行われているが、一部において前払申請を受け付けてから補助金の支払までが遅い事例があった。

3 関係書類の整備

各団体とも資料を確認したが概ね補助目的に沿った支出がなされていたが、領収書が不足していたり、補助対象外の物が含まれた領収書もあり判別しづらいものがあった。

今後とも補助団体内部における会計監査の実施や関係書類の整備に一層務められるよう、所管課からも指導されたい。

4 総括

人口の減少などにより市の財政規模も縮小されていくことから、補助金交付については、事業の公益性や有効性等について十分に検討し、他事業との公平性なども考慮した中で補助金額の変更や終期の設定等の見直しを図る必要があるものと思慮される。

また、所管課においては援助団体の実情等を把握され、団体の活動に即した補助金の在り方を検討し、補助制度が国・県などに関連している場合は、団体の実情や要望を進言するよう努められたい。

指定管理施設については、所管課において随時、実地調査やモニタリングによる施設の状況把握に努めるとともに、指定管理者と連携を図りながら施設の効用を最大限に発揮し、合理的な運営ができるように努められたい。

また、施設の収支会計経理の状況については、定期的に収支状況の確認と点検に努め

るとともに、施設利用料等の収入金の取り扱いについては、職員一人に任せることなく不正防止のため複数の職員で確認するなど、今後も防止策に努められたい。

今回実施した施設でも老朽化により、今後修繕料等が大幅に増えることが懸念される施設があり、指定管理している施設は全体的に老朽化が進んでいる。財政的に厳しい中であるが、指定管理者と連携し計画的に修繕等を行われたい。